

# 横須賀市危険ブロック塀等 緊急対策補助制度

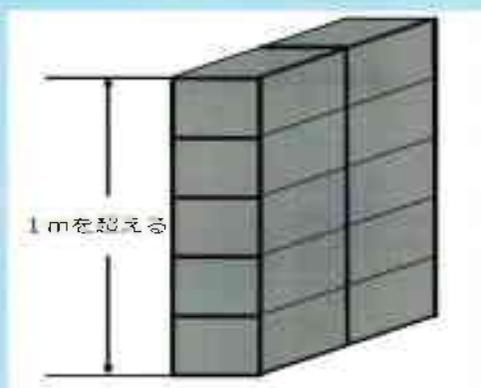
(補助制度は平成31年度(2019年度)末まで)

地震等の災害によるブロック塀の倒壊または転倒による被害を未然に防ぐために危険なブロック塀等の撤去や、撤去と同時に行った軽量なフェンス等を設置する工事を行う個人の方に、費用の一部を補助金として交付するものです。

補助対象となる工事

- 道路・公園・その他の公共の用に供する場所に面している安全性が確認できない以下のブロック塀等を撤去する工事。
- 上記撤去工事と同時に行う軽量なフェンス等を新設する工事。

1. 高さが1mを超えるもの



2. 擁壁などの上にあるブロック塀で地面からの高さが1mを超え、かつブロック塀の高さが60cmを超えるもの



3. 傾き・ひび割れなどがあり  
災害時に倒壊の危険性があるもの

補助対象になるか等の事前相談は危機管理課まで  
お越しく下さい。(市役所本庁舎1号館4階10番窓口)

◆補助額

- ブロック塀の撤去費用の3/4 (但し1mあたり2万円を上限とします)
- 撤去と同時に行う軽量なフェンス等を設置する工事に要する費用の1/2

◆補助上限額は上記を**合わせて最大40万円**で、  
諸条件についてはお問い合わせください。

※対象は平成30年6月18日から平成32年3月31日までに完了し、実績報告書が提出された工事です。

※工事実施にあたっては建築基準法等関係法令を遵守してください。

※過去に補助金、または横須賀市狭あい道路拡幅整備助成要綱に規定する拡幅整備工事の補助金その他同様の趣旨の他の補助金の交付を受けて行ったものは対象外となります。